

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年6月17日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者
名称 イオン新潟南ショッピングセンター
所在地 新潟市江南区下早通柳田1丁目1番1号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
(変更前) 8箇所
(変更後) 9箇所 (位置は届出書に添付された図面のとおり)
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 7箇所
(変更後) 9箇所 (位置は届出書に添付された図面のとおり)
- 3 変更を予定する年月日
 - (1) 平成23年2月7日(但し、軽微変更と認められた場合はその日以降)
 - (2) 平成22年6月13日
- 4 変更しようとする理由
駐車場を増設するため。
- 5 届出年月日
平成22年6月7日
- 6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市江南区役所産業振興課
- 7 縦覧期間
平成22年6月17日から平成22年10月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電話 025-226-1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp